

平成29年 2月20日  
周南社協要綱第108号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会  
あんしん生活食料支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活に必要な食料が確保できなくなり、窮迫状態となった者に対して、食料を提供することで、生活再建に向けた支援を行うことを目的とする。

(財源)

第2条 この事業は、次の各号を財源とする。

- (1) 共同募金C配分金
- (2) 善意銀行物品寄附

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 周南市に住所を有しており、生活困窮により食料の確保ができなくなった者
- (2) その他、周南市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める者

(利用申込)

第4条 この事業を利用する者は、あんしん生活食料支援事業利用申請書(別記第1号様式)を会長に提出しなければならない。

(支援期間)

第5条 この事業の支援期間は、原則として食料等の支援開始日から5日以内の期間とする。ただし、特別の事情がある場合は、支援期間を2日間延長することができる。

(返還)

第6条 この事業は、生活再建に向けた支援を行うことを目的としており、返還を求めないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

あんしん生活食料支援事業利用申請書

年 月 日

社会福祉法人周南市社会福祉協議会会長様

申請者 住 所

氏 名

私は、食料の確保が困難になりましたので、あんしん生活食料支援事業の利用を申請します。

記

ふりがな		
氏 名		男 ・ 女
生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日（ 歳）
緊急連絡先	電話番号（ ） -	
理 由		
利用回数	1日3食として計算（ ）日と（ ）食	